

# 第 1 章 総 則

## 1・1 目 的

この基準は、水道法、同施行令、同施行規則、神奈川県県営上水道条例（以下「条例」という。）及び同施行規程（以下「規程」という。）に基づいて、神奈川県県営上水道（以下「県営水道」という。）の給水区域内における給水装置工事の設計及び施工について定め、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

### [解 説]

水道法(昭和 32 年法律第 177 号)は、清浄にして豊富低廉な水の供給のため、国民、国、地方公共団体及び水道事業者の責務が規定されている。

また、条例及び規程は、水道法第 14 条に基づいて定められた県営水道の供給規程であり、料金、給水装置工事の費用負担区分等を規定し、水道事業者及び需要者の責任範囲について言及しているものである。

県営水道の給水区域内における給水装置工事を施行するにあたっては、水道法を遵守するとともに、条例及び規程に示された供給条件に基づかなければならない。

## 1・2 用語の定義

この基準において用いられる主な用語の定義は、次のとおりである。

- 1 「管理者」とは、神奈川県公営企業管理者をいう。
- 2 「営業所」とは、神奈川県企業庁各水道営業所をいう。
- 3 「工事事業者」とは、水道法第 16 条の 2 第 1 項により管理者が指定した指定給水装置工事事業者をいう。
- 4 「主任技術者」とは、水道法第 25 条の 4 第 1 項により、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうち、工事事業者が選任した者をいう。
- 5 「給水装置」とは、需要者に水道水を供給するために本管から分けられた給水管と、これに直結する給水用具とで構成する設備をいう。
- 6 「給水用具」とは、給水管から容易に取り外しのできない構造で、有圧のまま給水する給水栓等の用具をいう。
- 7 「給水管」とは、需用者が水道水を供給するために布設した水道管をいう。
- 8 「配水管」とは、水道事業者が布設した水道管及び、給水管のうち口径 40mm 以上で水道事業者が寄付を受けた水道管をいう。
- 9 「本管」とは、給水装置を分岐することが可能な配水管又は給水管をいう。
- 10 「公道分」とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条に規定する道路、道路管理者に移管される見込みのある私道、一般の通行の用に供されている公有地、及び管理者が給水装置の維持管理上で特に必要と認めた道路等をいう。
- 11 「私設消火栓」とは、水道法第 24 条第 1 項の消火栓以外の消防又は消防演習に使用する給水装置をいう。
- 12 「貯水槽水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。(水道法第 14 条第 2 項第 5 号)

### [解 説]

5 について； 次の場合は、給水装置に含まれない。

- (1) ビニールホース等、給水栓に取り付けて取り外し可能なもの
- (2) 受水槽に受けて給水する場合の受水槽以下の給水設備

図 1-2-1 受水槽式給水

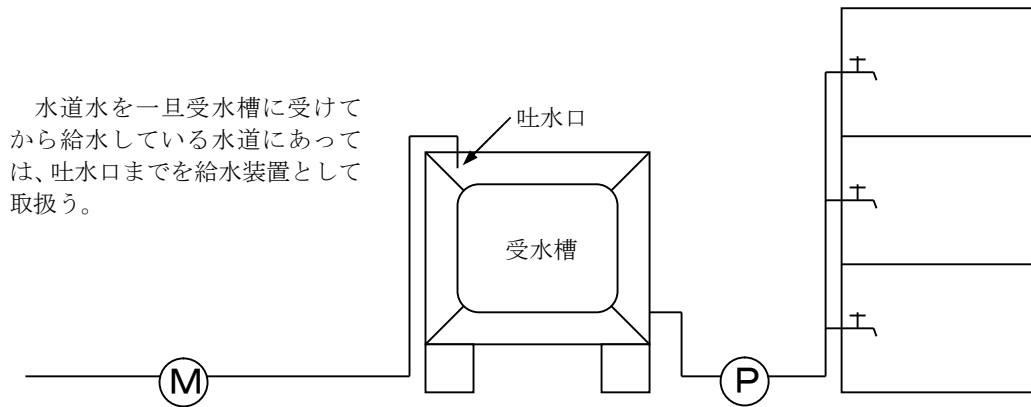
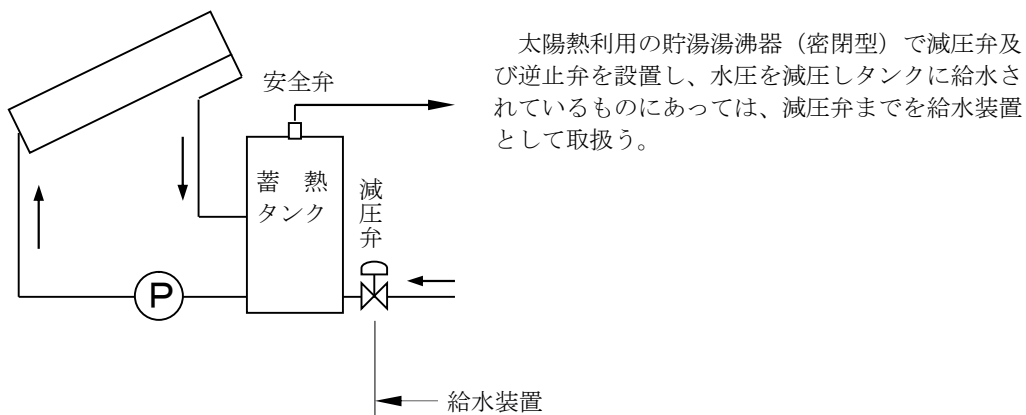


図 1-2-2 太陽集熱器



10 について； 管理者が特に認める道路とは、私道であっても特定行政庁からその位置指定を受けた道路、土地使用承諾が得られ、かつ道路形態が維持される道路をいい、管路用地を含む。

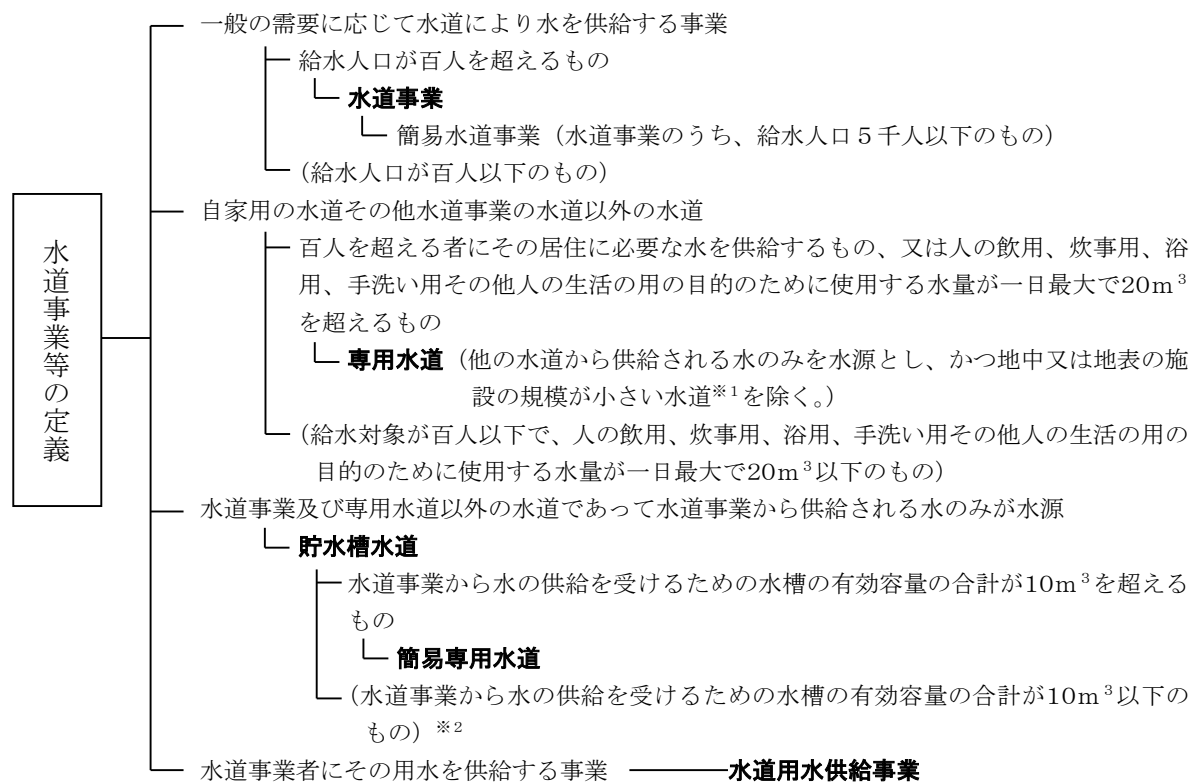
11 について； 私設消火栓は、消防法令に基づき設けられる私設の消火栓であつて、封かんできる構造を有し、直圧にて十分な水量、水圧が確保できるものをいう。

12 について； 貯水槽水道とは、水道水を一旦受水槽に受けてから給水している水道で、受水槽から末端給水栓までの建物内給水管及び給水用具すべてをいう。水道事業の用に供する水道（水道事業）及び専用水道以外の水道であり、簡易専用水道及び小規模受水槽水道等がこれに該当する。

ここでいう「小規模受水槽水道」とは、小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（神奈川県条例）又は各市の同様の条例により規定される簡易専用水道の規模に満たない受水槽容量を有する水道であり、「専ら 1 戸の住宅に供給するもの」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定建築物に供給するもの」（ビル管理法の適用水道）も含めるものとする。

貯水槽水道は、水道法に定める給水装置ではないため、水道事業者が管理するものではないが、設置者に対し適正な管理を促すために、水の供給者の立場から関与をするものである。

図 1 - 2 - 3 水道事業等の定義



※1 水槽の有効容量の合計が100m<sup>3</sup>以下のもの又は導管の延長が1,500m以下のもの

※2 小規模受水槽水道、ビル管理法適用水道及び専ら1戸の住宅に供給するもの

### 1・3 関連する法・条例等

給水装置工事を施行するにあたっては、水道法、同施行令、同施行規則、条例及び規程のほか、関連する法、条例、基準等に従うこと。主なものは次のとおりである。

#### 1 法規関連

- (1) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年3月19日厚生省令14号)
- (2) 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準(昭和50年12月20日建設省告示第1597号)
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号)
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)
- (6) 建築基準法第36条及び建築基準法施行令第129条の2の5(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)
- (7) 道路法第32条(道路の占用の許可)、第33条(道路の占用の許可基準)、第34条(工事の調整のための条件)
- (8) 道路交通法第77条(道路の使用の許可)、第78条(許可の手続き)、第79条(道路の管理者との協議)、第80条(道路の管理者の特例)
- (9) 電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について(平成11年3月31日建設省道政発第32号・道国発第5号)

#### 2 条例関連

- (1) 神奈川県水道法施行細則(昭和55年3月31日規則第40号)
- (2) 小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成7年3月14日条例第7号)
- (3) 小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則(平成7年3月31日規則第56号)

## 1・4 管理者の施行

次の給水装置工事は、管理者が施行する。

- 1 水道メーターの設置
- 2 特別給水装置工事

会社、工場、団地等の給水装置工事の申込みにおいて、次に該当するものは「特別給水装置工事執行要領」に従い管理者が施行する。

- (1) 公道分に布設する管の延長が 150m 以上で、かつ口径が 200mm 以上の場合
- (2) 企業局と共同で工事を施行する場合
- (3) 水道工事に着手してから完成までに 1 年を超える場合
- (4) 申込者が特別給水装置工事として、管理者施行を希望する場合
- (5) ポンプ所、配水池等の施設を新設、改造、増設する工事

- 3 配水管布設・改良促進工事

口径 40mm 以上の給水管を 40m 以上公道に布設する給水装置工事の申込みにおいて、次に該当するものは、「配水管布設・改良促進工事執行要領」に従い管理者が口径 100mm 以上に増径して施行する。

- (1) 当該給水装置工事の申込み管が、輻輳埋設となる場合
- (2) 管網形成を必要とする場合
- (3) 市街化区域で将来新たな給水装置工事申込みが想定される場合
- (4) その他特に必要と認める場合

### [解 説]

「特別給水装置工事執行要領」及び「配水管布設・改良促進工事執行要領」による手続き等については、管理者に確認すること。